

倉吉市男女共同参画基本計画

令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度



第7次くらよし男女共同参画プラン



(素案)

令和 8 (2026) 年 3 月

倉吉市

市長あいさつ

目次

第1章 プランの策定にあたって.....	- 1 -
1. 男女共同参画をめぐる情勢.....	- 1 -
2. SDGsの推進.....	- 4 -
3. 計画策定の趣旨.....	- 5 -
4. プランの基本理念.....	- 5 -
5. プランの位置づけ.....	- 6 -
6. 計画期間.....	- 6 -
7. 施策体系.....	- 7 -
第2章 基本目標・重点目標・施策.....	- 8 -
【基本目標1】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	- 8 -
重点目標1 あらゆる機会を通じた男女共同参画の意識づくり	- 10 -
重点目標2 あらゆる場面における男女共同参画意識の浸透.....	- 11 -
重点目標3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し.....	- 13 -
【基本目標2】仕事と生活の調和と多様な生き方ができる環境づくり	- 14 -
重点目標1 仕事と家庭の両立支援.....	- 16 -
重点目標2 働き方の見直しと就業環境の充実.....	- 18 -
重点目標3 男性の立場における男女共同参画の推進.....	- 20 -
【基本目標3】女性が活躍できる環境づくり	- 22 -
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画推進.....	- 23 -
重点目標2 様々な分野への女性の参画.....	- 25 -
重点目標3 農商工業等における女性の地位の確立.....	- 27 -
【基本目標4】男女がともに安心・安全に暮らせるまちづくり	- 29 -
重点目標1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶.....	- 30 -
重点目標2 生涯を通じた女性の健康支援.....	- 32 -
重点目標3 困難を抱えても安心して暮らせる環境の整備.....	- 34 -
第3章 計画の推進.....	- 36 -
1. 推進体制.....	- 36 -
2. 市民、各種団体、事業者との連携・協働.....	- 36 -
3. 国、県との連携.....	- 36 -
4. プランの進行管理と評価.....	- 36 -
5. 数値目標.....	- 37 -
資料.....	- 38 -



第1章 プランの策定にあたって

1. 男女共同参画をめぐる情勢

（1）国際的な動向と国の動き

〔男女共同参画に関する国際的な動向〕

昭和 54（1979）年、国際連合（以下、「国連」）は、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」）により、女性への差別撤廃に向けた国際的な基準を設けました。条約の締結国は、政治・経済・社会・文化等あらゆる分野における男女平等の実現を目指し、必要な措置を講ずることを求められました。

さらに、平成 7（1995）年に北京で開催された世界女性会議において「北京宣言」が採択され、女性を取り巻くあらゆる問題を認識し、女性の権利を強化していくこととされました。

これらを含む多くの条約や宣言を通じて、国連を中心に、国際的な男女共同参画の取組が進展してきました。平成 27（2015）年には、「SDGs¹（持続可能な開発目標）」が国連で採択されたことを受け、国際的な男女共同参画の枠組みがさらに強化され、国際的協調を基本とした上で、男女平等の実現やすべての女性（女児を含む）の力を育むことが目指されました。

〔日本における男女共同参画の動き〕

昭和 55（1980）年に女子差別撤廃条約を批准して以降、日本国内においても男女共同参画社会を実現するための動きが活発化しました。

平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女の固定的役割分担の解消や、女性の社会参加の促進が求められるようになり、さらに翌年の平成 12（2000）年には「男女共同参画推進法」が制定され、「男女共同参画社会基本法」の理念を実現するための具体的な施策が打ち出されました。

その後、労働基準法や育児・介護休業法の改正等、様々な角度から男女共同参画の促進に向けた法整備が繰り返され、社会全体での意識改革が進められました。

平成 27（2015）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）においては、働く女性が個性と能力を十分に発揮するための職場環境の整備が促されています。令和 8（2026）年 3 月までの時限法とされていたこの法律は、令和 7（2025）年に 10 年間の延長が決定し、情報公表の拡大等、取組も強化されることとなりました。

また、平成 12 年（2001）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等

¹SDGs : 持続可能な開発目標。P4.「SDGs の推進」参照





に関する法律」(以下、「DV 防止法」)において、DV 被害者の保護と支援、加害者に対する措置が講じられ、女性等に対するあらゆる暴力の防止が推進されるとともに、社会的支援策も充実してきました。

〔日本における男女共同参画の現状とこれから〕

世界の中で見る日本の男女共同参画の現状は、国際的な指標「ジェンダーギャップ指数(GGI)²」によって明確に示され、経済、教育、健康、政治の4つの分野での男女の平等度を測定しています。

2025年、日本の順位は148か国中118位となっており、「教育」及び「健康」の分野では世界トップクラスですが、「政治」及び「経済」の分野での女性の参画が低く、総合的な順位を下げています。管理職やリーダーシップのポジションにおける女性比率が課題となっていることが分かります。

国際機関等において、国際的な政策や方針決定の過程に女性の積極的な参画が促される中、日本におけるジェンダー³平等と女性のエンパワーメント⁴について、さらなる推進が求められています。

男女共同参画社会の実現には、個人の尊厳を重視し、すべての人が性別に関係なく平等な機会と待遇を享受し、個々の力を發揮していくことが重要とされています。近年は、多様性への配慮や、女性活躍推進法の施行により、企業や個人の意識が着実に変化しています。

多くの企業が「ダイバーシティ&インクルージョン⁵」を掲げており、女性のリーダーシップ向上を図る取り組みが浸透しつつあります。また、社会全体での育児支援や家庭内の育児負担の軽減に向けた取り組みも進んでいますが、依然として男女間の賃金格差や、労働市場での不平等な待遇、ハラスメント問題が残っていることから、より一層の取り組みが求められています。

(2) 県の動き

鳥取県においては、平成14(2002)年に「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、県民が平等に社会参画できる環境を整えるとともに、行政、教育、地域社会等において男女共同参画の推進を目的とした施策を実施していくことが示されました。

平成17(2005)年に策定された「鳥取県男女共同参画計画」は、令和8(2026)年度には6期目に入り、「第2次鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」

²ジェンダーギャップ指数(GGI)：世界経済フォーラムが毎年発表している「男女間の格差を数値化した国際的な指標」

³ジェンダー：社会や文化によって作られた性別のイメージ・価値観

⁴エンパワーメント：本来持っている力を最大限に發揮し、自律的に行動できるよう支援すること

⁵ダイバーシティ&インクルージョン：多様性(ダイバーシティ)を認め、個々の個性や能力を活かす包括・受容(インクルージョン)を実践すること





(第6次鳥取県男女共同参画計画)として、「共に認めあい、互いに支えあい、誰もが活躍できる元気な鳥取県」を目指した施策が展開されることとなっています。

様々な取組が推進されてきた結果、鳥取県の審議会委員や県管理職に占める女性割合は全国トップクラスとなっており、「都道府県版ジェンダー・ギャップ指数⁶行政分野」では4年連続1位となっています（令和7（2025）年）。

一方で、依然として女性より男性の育児・家事関連時間が短く、育児休業等の取得率も低い傾向にあること、様々な分野で固定的性別役割分担意識⁷が根強く残っていることが課題となっています。これらを踏まえ、性別に基づくアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の気づきに向けた取組を推進するとともに、鳥取県としての強みを活かしながら県民運動を展開していくこととしています。

（3）市の動き

倉吉市では、平成元（1989）年の「人権尊重都市」宣言及び平成6（1994）年の「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」の制定を経て、基本的人権の尊重と人間平等の基盤の確立をめざし、市民一人ひとりの権利が保障され、あらゆる差別が解消されることを目指し、諸施策を推進してきました。

その過程の中で、市の人権施策の一つに定められた「男女の人権が尊重される社会の実現」については、国際的な潮流や国・県の動向を受け、より重点的かつ具体的に施策を展開すべき目標として発展し、男女共同参画推進社会の実現を目指すための「くらよし男女共同参画プラン」が平成9（1997）年に策定されました。

その後、平成15（2003）年の「倉吉市男女共同参画都市宣言」、翌年の平成16（2004）年の「倉吉市男女共同参画推進条例」制定により、男女平等の重要性が認識されるとともに、男女共同参画への意識が確実に高まってきました。

市の委員会等における女性登用率は、令和7（2025）年6月には38.1%となり、第6次プランで目標として設定した40%目前となりました。これは、国や県レベルでも高い数値となっています。男女共同参画推進の取組の中で、多様な意見を取り入れる仕組みが整ってきたといえます。

一方で、依然として家事・育児時間は男性より女性の方が長く、育児をしながら働く女性の負担となっていること、管理職に登用される年代の女性が仕事と介護の両立に負担を感じるなど、女性が活躍するための基盤が整っていない現状も見受けられます。

令和6（2024）年度に、「倉吉市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「男女共同参画意識調査」）を実施しました。その結果から、男女の固定的性別役割分担の解消や、ジ

⁶都道府県版ジェンダー・ギャップ指数：「男女間の格差を数値化した国際的な指標」を参考に、各都道府県の男女平等の度合いを「見える化」したもの

⁷固定的性別役割分担意識：性別を理由に個人の能力に関係なく役割を固定的に分ける考え方





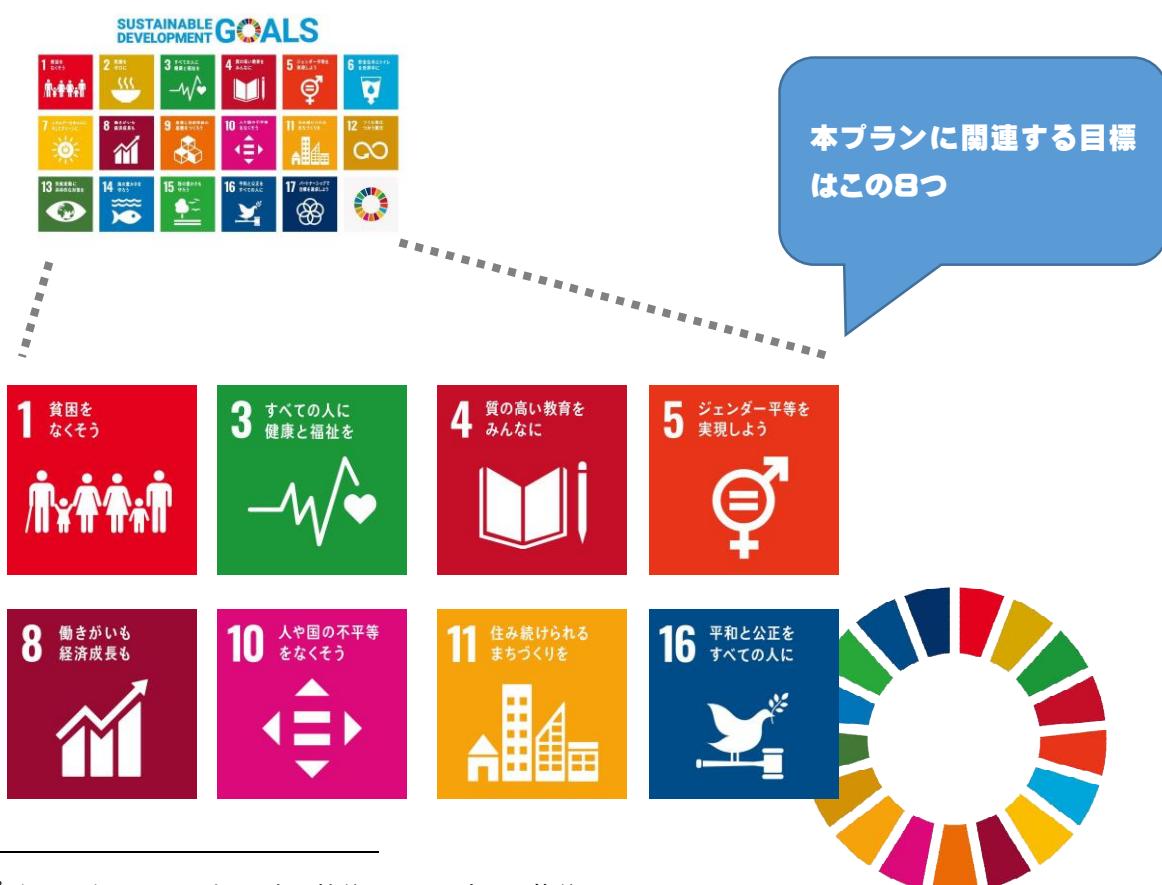
エンダーギャップ⁸の是正等が進んできており、市全体として意識が向上してきていることが見えてきましたが、社会通念や潜在意識に基づく根強い意識の偏り、保守的な考えによる課題も多く残っており、個人が十分に力を発揮できない場面も一部で見受けられました。

個人の自由な生き方・考え方が尊重されるようになったことから、性別・世代・立場による価値観が多様化していることや、個人の意識レベルの向上により、かえって「満足度」が下がっている傾向も見えます。

今後、より効果的な啓発を行うことで意識づけから行動に働きかけていくこと、女性が活躍できる、すなわち「誰にとっても暮らしやすい」環境を整備することが求められています。

2. SDGs の推進

平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて、2030 年までの持続可能な開発目標 (SDGs) が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、あらゆる課題に対し総合的に取り組むこととされました。日本における男女共同参画社会の形成においても、国際的協調のもとに行わなければならないとされており、国連の呼びかけにより「男女平等の実現」、「性別に基づく暴力の撲滅」、「女性のリーダーシップの増進」、「教育や健康へのアクセス向上」などに関する政策を推進していくこととされています。



⁸ジェンダーギャップ：男女の性差によって生じる格差





3. 計画策定の趣旨

本市では、平成9（1997）年に「くらよし男女共同参画プラン」を策定し、男女が性別による差別的扱いを受けることなく、ともに支え合い、それぞれの個性と能力を発揮し、安心して暮らすことができるまちを目指すこととしました。

その後、平成15（2003）年の「倉吉市男女共同参画都市宣言」、翌年の平成16（2004）年の「倉吉市男女共同参画推進条例」制定などを経て、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を継続してきました。第1次プランが策定された頃と比較すると、男女の固定的役割分担の是正、多様性の理解など、あらゆる場面において、確実に市民の意識は向上しています。

令和2年度に策定した「第6次くらよし男女共同参画プラン」において、より一層の意識啓発・行動啓発に取り組むこととしましたが、プラン期間中にも私たちのライフスタイルは大きく変容し、少子高齢化の加速、グローバル化⁹・ICT化¹⁰の促進など、生活を取り巻く環境も大きく変化してきました。社会の動きに伴い、男女共同参画における課題も変わりつつあります。

今後、啓発の推進や相談支援体制の整備など、基本的な取組を継承し、これまでの計画に掲げた目標を踏まえつつも、一人ひとりの生活にフォーカスを当てた対応や、次世代へのアプローチなど、新たな働きかけを模索しながら、より一層の男女共同参画社会の実現を目指すこととし、「第7次くらよし男女共同参画プラン」を策定します。

4. プランの基本理念

倉吉市男女共同参画推進条例第3条の基本理念を基に、次の4項目をこのプランの基本理念とします。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を発揮でき、男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の社会における活動の自由な選択に対し、性別による固定的な役割分担意識が影響を及ぼすことがないよう、社会における制度や慣行が配慮されること。
- (3) 市における施策又は事業者6における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

⁹グローバル化：人、物、資本、情報が国境を越えて活発に移動し、経済や文化などあらゆる面で世界の一体化が進む現象

¹⁰ICT化：「情報通信技術」を活用して業務を効率化し、サービス向上につなげること





5. プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、「倉吉市男女共同参画推進条例」第8条に規定する「男女共同参画基本計画」と位置づけられるものです。

また、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく職場における女性活躍の推進について定める「女性活躍推進計画」として位置づけられる計画であるとともに、DV防止法第2条の3第3項に基づく本市におけるDVの防止と被害者の保護を目的とした「DV防止計画」として位置づけられる計画です。

このプランは、本市の最上位計画である「第12次倉吉市総合計画（後期基本計画）」の分野別計画であり、関連する他の分野の計画や国、県の計画との整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、取り組むべき目標と具体的な施策・事業の推進を規定する計画とするものです。

6. 計画期間

令和8（2026）年から令和12（2031）年とします。

ただし、社会情勢やプランの進捗に合わせ、必要時に内容の見直しを行うこととします。





7. 施策体系

第7次くらよし男女共同参画プラン施策体系

★「女性活躍推進計画」に位置づける項目
●「DV防止計画」に位置づける項目

基本目標	重点目標	施策の方向
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 	(1) あらゆる機会を通じた男女共同参画の意識づくり (2) あらゆる場面における男女共同参画意識の浸透 (3) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	<p>① 男女共同参画社会の実現に向けた広報と啓発活動の推進</p> <p>② 各種団体と連携した広報・啓発活動の推進</p> <p>① 家庭における男女平等意識の浸透</p> <p>② 学校等における男女平等教育の推進</p> <p>③ 企業・民間団体等への啓発活動の推進 ★</p> <p>④ 地域社会における男女平等意識の浸透</p> <p>① 男女平等意識の調査と実態把握</p> <p>② 情報収集と課題の整理及び情報提供</p>
基本目標2 仕事と生活の調和と多様な生き方ができる環境づくり 	(1) 仕事と家庭の両立支援 (2) 働き方の見直しと就業環境の充実 (3) 男性の立場における男女共同参画の推進	<p>① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ★</p> <p>② 子育て・介護・生活支援の充実 ★</p> <p>① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ★</p> <p>② 職場におけるハラスメント防止対策の推進啓発 ★</p> <p>③ 女性の就業の継続と再就職の支援 ★</p> <p>① 男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進 ★</p> <p>② 男性の家事・育児・介護等への参画促進 ★</p>
基本目標3 女性が活躍できる環境づくり 	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2) 様々な分野への女性の参画 (3) 農商工業等における女性の地位の確立	<p>① 女性会等への女性登用の推進 ★</p> <p>② 市組織の女性職員の管理職への登用 ★</p> <p>③ 企業等における方針決定の場への女性の参画促進 ★</p> <p>① 女性の能力開発促進と人材の育成 ★</p> <p>② 国際理解・協議の推進と国際交流における女性の参画促進 ★</p> <p>③ 地域活動への女性の参画促進 ★</p> <p>④ 消防団における女性の活躍の促進 ★</p> <p>⑤ 男女共同参画の視点での防災体制の確立 ★</p> <p>① 女性の経営等への参画促進 ★</p> <p>② 次世代を担う人材の育成 ★</p> <p>③ 女性起業への支援 ★</p>
基本目標4 男女がともに安心・安全に暮らせるまちづくり 	(1) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶 (2) 生涯を通じた女性の健康支援 ～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～ (3) 困難を抱えても安心して暮らせる環境の整備	<p>① ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメント等の相談窓口の強化と意識啓発 ●</p> <p>② 性犯罪等の防止 ●</p> <p>③ 児童虐待防止の推進 ●</p> <p>① 男女の健康支援</p> <p>② 乳がん、子宮頸がん検診等の受診啓発</p> <p>③ ライフステージに応じた女性の健康支援</p> <p>① 生活困窮者への自立促進支援 ★</p> <p>② ひとり親家庭等への支援 ★</p>





第2章 基本目標・重点目標・施策

【基本目標1】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

〔現状と課題〕

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりの男女共同参画に関する意識が高まり、性別による固定的役割分担意識が解消されることが重要です。

「2025年度倉吉市民意識調査」(以下、「市民意識調査」)において、「あなたは、男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという考え方をどのように思いますか」という問い合わせに対し、「その通りだとは思わない」「どちらかといえばその通りだとは思わない」と回答した市民の割合は85.5%となり、高い割合で性別による固定的役割分担を否定する結果となりました。令和3(2021)年度に実施した同調査同項目においては81.3%であり、概ね横ばいではありますが、高い水準を保っています。「男は男らしく、女は女らしく」というような固定観念を持つ人の割合は減少傾向にあり、継続的な啓発に取り組んできたことにより、社会全体の意識向上が確実に図られているといえます。

一方、令和6(2024)年男女共同参画意識調査において、学校、職場、家庭、地域などの様々な場面における男女の地位の平等感について質問したところ、男女の地位が「平等でない」と答えた市民の割合は全体で5割を超えており、令和元(2019)年度の調査時から変動していません。特に、「社会通念・習慣やしきたりなどで」では77.6%、「政治や行政の施策、方針決定の場で」では67.4%、さらに「職場で」では67.1%の市民が「男女平等ではない」と答えています。このことから、啓発が進み、意識が向上する中でも、「頭では分かっているが、行動が追いついていない」という状況があることが分かります。

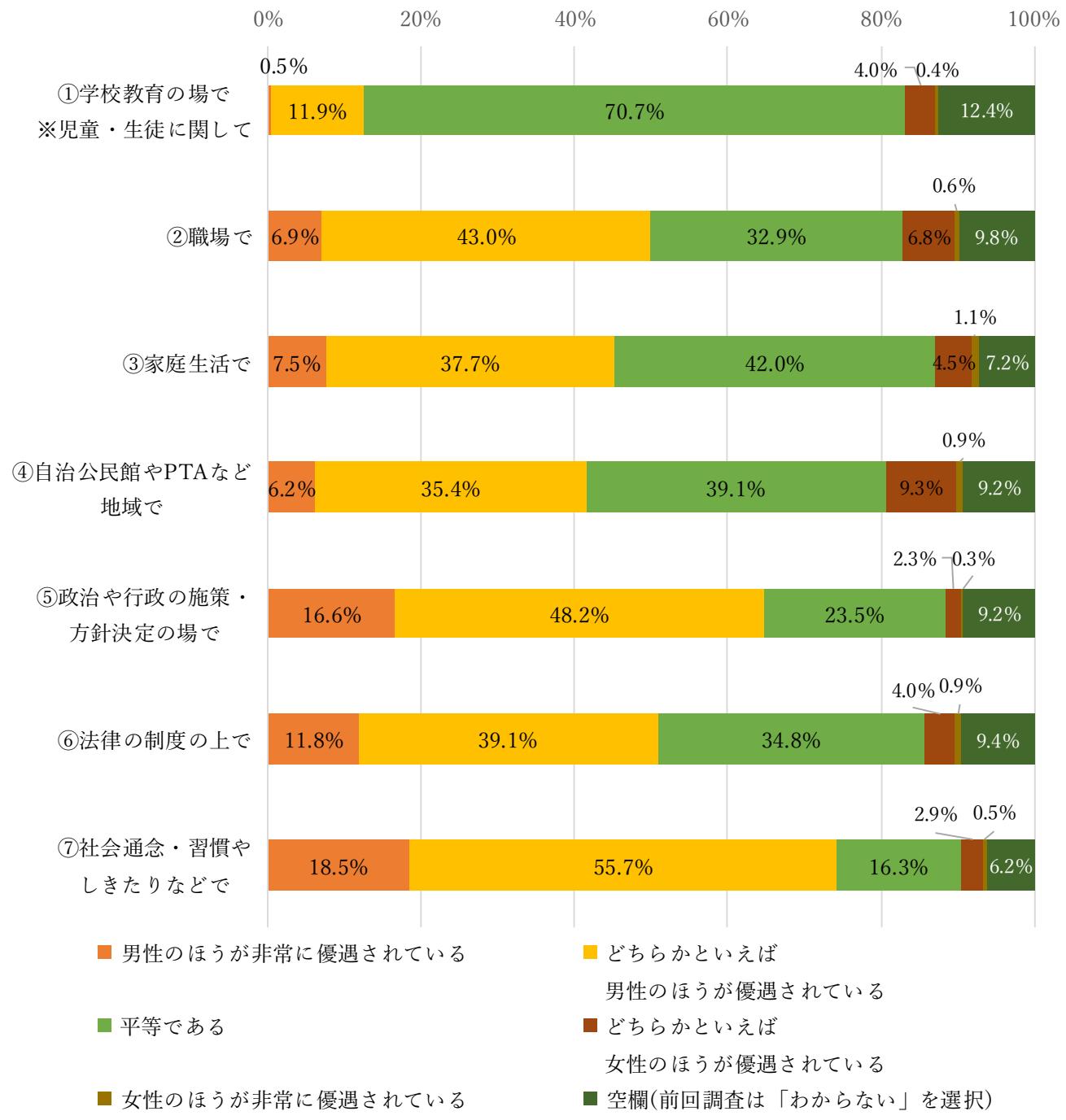
日常の中に存在する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を自覚し、あらゆる場面・あらゆる機会において意識と行動を変えていくための一歩踏み込んだ取組を行っていく必要があります。





資料：男女共同参画市民意識調査 問1 男女の地位は平等になっていますか

問1 男女の地位は平等になっていますか





重点目標1 あらゆる機会を通じた男女共同参画の意識づくり

性別による固定的役割分担意識は、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きく影響していることから、固定的観念を払拭するための学習の機会を充実させが必要です。社会全体の意識が向上している中、男女共同参画を「自分ごと」として捉えることができる「気づき」の機会を創出する必要があります。

また、講座等の受講者の固定化を防ぐため、性別や年代を問わずより多くの市民に届く周知方法を用い、誰にとっても分かりやすく伝わりやすい広報等を行うことで、学習の機会を逃さないようにすることが重要です。あわせて、啓発が行き届いていない部分の掘り起こしを行い、意識づくりの場と機会を広げていく必要があります。

〔施策の方向1〕男女共同参画社会の実現に向けた広報と啓発活動の推進

様々な機会を通じ、あらゆる世代に男女共同参画の意義を広く啓発するとともに、多様な媒体を活用した情報提供に取り組みます。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
フォーラムの開催	男女共同参画推進月間において講演会やパネル展等の催しを通じ、あらゆる世代に向け男女共同参画の意義について広く啓発します。	人権政策課
男女共同参画に関する講座等の実施	身近なテーマにそって講座を開催し、男女共同参画社会についての啓発を行います。	人権政策課
広報、市ホームページ等による啓発	市報、市ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、あらゆる機会を通じて情報提供、意識啓発を行います。	人権政策課

〔施策の方向2〕各種団体と連携した広報・啓発活動の推進

各種団体、市内外の企業、事業者等との連携により多角的な広報に努め、啓発活動を推進します。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
各種団体と連携した広報・啓発活動の推進	倉吉男女共同参画推進会議等の各種団体、市内外の企業、事業者等と連携し、広報・啓発を推進します。	人権政策課





重点目標2 あらゆる場面における男女共同参画意識の浸透

学校、職場、家庭、地域などそれぞれの場において、男女平等に関する市民の認識に差が生じています。例えば、学校教育の場において男女の地位が「平等である」と答えた人が70.7%であるのに対し、職場においては32.9%と、平等感に明確な違いがあります。このことから、行動啓発の進んでいる部分とそうでない部分があることが分かります。

どのような場面においても、性別で役割を区分することのないよう、男女双方のアンコンシャス・バイアスを払拭するとともに、行動を変えるための意識を高めていくことが求められます。

アンコンシャス・バイアスは、幼少の頃からの刷り込みにより形成されることが多く、学校生活や家庭生活において、身近な人間関係やメディア・SNS等から日常的に受ける影響も大きいと言われているため、幼少期からの正しい理解を進めることが大切です。

あらゆる場面を想定し、それぞれの場に合わせた踏み込んだ啓発や取組が必要となります。

[施策の方向1] 家庭における男女平等の意識の浸透

様々な研修会等の学習機会を活用し、家庭において男女平等意識が浸透するよう啓発に取り組みます。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
男女平等意識の啓発	PTA・教職員人権教育研修会、家庭教育支援などの学習機会を活用して男女共同参画について取り上げ、広く普及啓発を行います。	人権政策課 社会教育課 学校教育課

[施策の方向2] 学校等における男女平等教育の推進

教育の場において、保育士や教職員に対する研修の機会を活用した啓発を行うとともに、学校運営や教育課程等においても男女平等を推進します。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
保育士への男女平等教育の啓発	保育士に対する職員研修の一環として男女平等教育の必要性を啓発します。	こども支援課
教職員への男女平等教育の啓発	教職員に対し、男女平等やジェンダー教育の必要性を啓発する情報提供を行います。	学校教育課





学校運営における男女平等の推進	性別による固定的な役割分担とならない校務分掌等を行うなど、学校運営における男女平等を推進します。	学校教育課
教育課程における男女平等の推進	道徳の学習等において、男女平等の視点による教育を行うとともに、性別に捉われない進路指導を推進します。	学校教育課

[施策の方向3] 企業・民間団体等への啓発活動の推進

企業・民間団体に対する周知・啓発に取り組むとともに、雇用主や事業主への研修会等の実施により男女共同参画に関する啓発活動を推進します。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
企業・民間団体等への啓発活動の推進	企業・団体等に対し、広報紙等による周知・啓発を図ります。 雇用主や事業主に対して、職場における男女の機会均等や男女共同参画意識を共有できる研修会等の実施を促します。	人権政策課 しごと定住促進課

[施策の方向4] 地域社会における男女平等意識の浸透

地域における男女共同参画に関する啓発を推進するとともに、市集会・町内学習会等を通じた理解促進に取り組みます。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
地域社会における男女平等意識の浸透	地域での男女共同参画の啓発や学習会等を通じた理解の促進を図ります。	人権政策課





重点目標3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

人々の意識に根強く染みついた社会制度や慣行は、性別による区別を含んでいることに気づかれないまま見過ごされてしまうことがあるため、意識調査等を実施し、定期的な現状把握と見直しを行う必要があります。

令和6（2024）年度男女共同参画市民意識調査において、「社会通念・慣行やしきたりなどにおいて男女平等になっていない」と答えた市民は77.6%であり、5年前の調査時（79.3%）から高止まりの状態となっています。意識の高まりが見られる反面、啓発が行動変容に結びついていないことが分かります。

意識調査等の結果を踏まえ、課題を整理した上で、様々なデータと突き合わせながら「気づき」のための機会を創出することが必要です。

〔施策の方向1〕男女平等意識の調査と実態把握

各種事業におけるアンケートや定期的な意識調査を実施し、男女平等意識の実態把握を行います。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
男女平等意識の実態把握	各種事業でのアンケートや意識調査を通じて、男女平等意識についての実態を把握します。	人権政策課

〔施策の方向2〕情報収集と課題の整理及び情報提供

男女共同参画に関する国や県の情報を収集し、課題の整理を行った上で、市民に広く情報を提供します。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
情報収集と課題の整理及び情報提供	国や県の最新情報を収集し、課題を整理した上で、市ホームページ等で市民に情報提供（調査等の公表）を行います。	人権政策課





【基本目標2】仕事と生活の調和と多様な生き方ができる環境づくり

[現状と課題]

市民意識調査において、「子育てと仕事が両立しやすい環境が整っている」と答えた人は44.1%で、令和3（2021）年の調査時から横ばいとなっています。子育てをする人の半数以上が子育てと仕事を両立しにくいと感じ続けています。

特に鳥取県は全国的に見ても女性の就業率が高く、育児や介護をしながら仕事を続けていくことに不安を覚える人も多くいます。育児をしながら生きがいをもって働く環境の整備は、働き手の確保にもつながるため、社会全体で両立支援を考えていく必要があります。

介護は、職責の重くなる50代女性が離職を考える大きな要因となっており、ワーキングケアラー¹¹の就業環境の整備も喫緊の課題となっています。心身の負担軽減と両立支援のための充実した介護サービスの提供を行うとともに、希望に応じて柔軟な働き方及び休暇の取り方ができる環境づくりが必要です。

男女共同参画意識調査において「職場で男女の地位が平等となっていない」と思う市民の割合は67.1%となっており、職場における男女の機会均等に課題が残存している様子もうかがえます。特に、「男性が優遇されている」と答えた人の割合は前回調査時（令和元（2019年）より増加しています。職場環境・就業環境の整備はまだまだ途上であり、引き続き課題の整理と、企業や事業者側の理解促進に取り組んでいく必要があります。

より多くの働く人がやりがいをもって仕事に向かえるよう、鳥取県が認定する「男女共同参画推進企業¹²」の認定数の増加を目指すとともに、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメント防止に関する意識改革を行っていくことも求められます。

子どもを持つ女性が、自身のキャリアデザインに応じた選択肢を持つためには、男性の家事・育児参画が不可欠です。実態として、未だ女性の家事・育児に関する負担が大きい状況が続いている中で、職場のみならず、家庭においても、仕事と家庭の両立への理解と協力体制の整備が重要となります。

¹¹ワーキングケアラー：仕事をしながら家族の介護も担う人

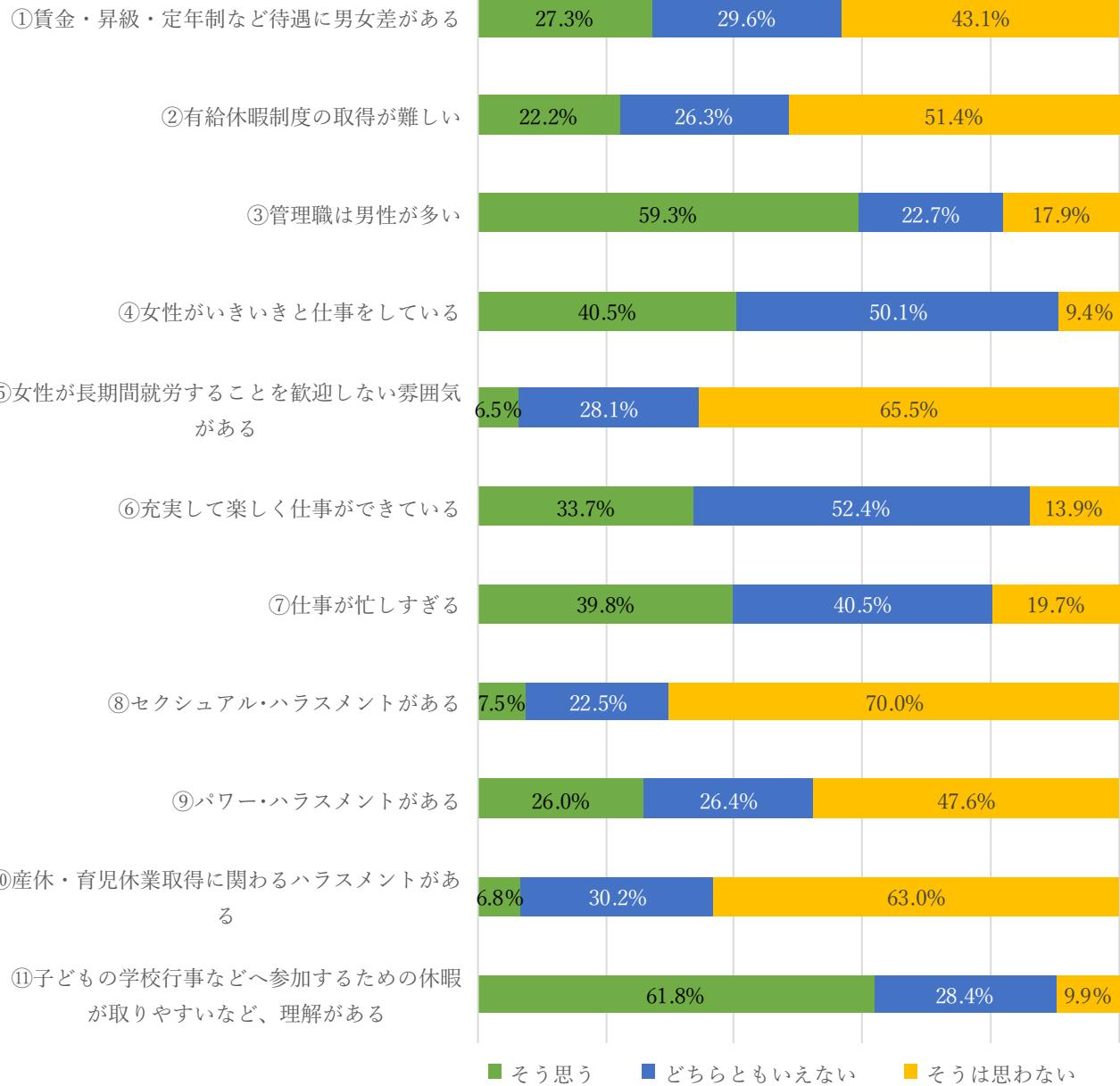
¹²男女共同参画推進企業：仕事と家庭の両立支援、ハラスメント防止、性別にとらわれない能力の活用などを通じて、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業





資料：男女共同参画市民意識調査 問12 職場の現状

問12 職場の現状について





重点目標1 仕事と家庭の両立支援

男女共同参画の取組が進むにつれ、企業や事業者においても、長時間労働の削減、休暇制度の充実、柔軟な働き方の導入など子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりが進められていますが、両立のしにくさを感じている人は一定数存在し、誰にとっても働きやすい環境が整っているとは言えない状況にあります。

そのため、ワーク・ライフ・バランス¹³推進のための意識啓発については、継続して取り組んでいく必要があります。男女の機会均等を目指し、柔軟で働きやすい職場環境整備に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定促進に県と協働して取り組み、市全体の機運醸成を図ることも必要です。

また、子育てや介護をしていても無理なく仕事を続けられるよう、各種支援制度を充実させ、両立のための環境の整備を行っていくことが急務となっています。

[施策の方向1] 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

県と連携して男女共同参画推進企業の認定を促進するとともに、広報・啓発によりワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
男女共同参画推進企業の認定促進	県と連携し、男女共同参画推進企業の周知を行うとともに、認定を促進し機運醸成を図ります。	人権政策課
ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供（研修会など）を通じて、意識の啓発を図ります。	人権政策課 しごと定住促進課

[施策の方向2] 子育て・介護・生活支援の充実

子育て・介護・生活に関する支援の充実により、仕事との両立がしやすい環境の整備に取り組みます。

¹³ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と「仕事以外の生活（育児、介護、趣味、自己啓発など）」の調和が取れ、両方が充実している状態





[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
一時預かり事業及び休日保育	保護者の病気や私用などで一時的に家庭での養育ができない子どもを一時的に預かります。	こども支援課
子育て支援短期利用事業	保護者の病気や仕事などで一時的に家庭での養育ができない子どもを定期間養育します。	こども家庭センター
保育所運営事業及び私立保育所支援事業	保育園等で障がいのある児童の受け入れを行い、障がいのある児童の健全育成と保護者の子育て負担を軽減します。	こども支援課
地域子育て支援センター事業	未就園児とその親を対象として交流の場を提供します。	こども家庭センター
子育てに関する相談窓口の設置	妊娠・出産から子育て、子どもの発達に関する相談を行い、子育ての不安と負担の軽減を図ります。	こども家庭センター
ファミリー・サポート・センター事業	育児と仕事の両立及び子育て家庭の育児を支援するため、援助を必要とする会員に援助ができる会員を紹介し、地域での子育てを支援します。	こども家庭センター
病児・病後児保育事業	児童が病気または病気の治りかけの時に保護者が就労のため家庭で保育ができない場合、看護師、保育士のいる専用施設で保育を行います。	こども支援課
放課後児童健全育成事業	昼間に保護者がいない家庭の児童に、放課後や長期休暇中の生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。	こども支援課
子育て支援事業	母親・両親学級、育児相談、育児教室などを開催し、子育てのための切れ目のない支援を行います。	こども家庭センター
在宅ワークスキルアップ講座	ICTを活用した勤務形態により育児や介護と仕事を両立できるよう、在宅ワークに関するスキルアップの機会を提供します。	しごと定住促進課
在宅生活支援体制の確立	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域住民による見守り・支え合いの仕組みづくりを支援します。	長寿社会課
総合相談窓口の充実	地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、包括的な相談対応を行い、高齢者を取り	長寿社会課





	巻く複雑な課題や問題に対し、必要な支援に繋げます。	
介護保険サービスの提供	介護給付を必要とする方に、適切な介護保険サービスの提供を行います。	長寿社会課
認知症高齢者の見守り	認知症等により外出中に行方不明になる事故を防止するため、行方不明となることが心配される高齢者等の情報を事前に登録し、警察や地域包括支援センターと共有することで、早期発見と保護につなげます。	長寿社会課

重点目標2 働き方の見直しと就業環境の充実

男女共同参画市民意識調査において、「育児・介護休業制度について、必要が生じた場合利用しますか」との問い合わせに対し、利用したいと答えた人は育児休業で75.5%、介護休業で75.1%となっており、制度の利用を望む人の割合は増加傾向にあります。一方、「育児・介護休業の取得に職場の理解が得られない」と答えた人が32.2%、「仕事が忙しくて利用できない」と答えた人が47.0%存在し、休暇制度を利用したくてもできない実態も見えてきました。職場における固定的性別役割分担意識の解消や、職場慣行の見直しについて、ハローワークや商工会議所と連携を図りながら、効果的に啓発していく必要があります。

また、職場における現状を調査したところ、パワー・ハラスメントがあると答えた人が26.0%、セクシュアル・ハラスメントがあると答えた人が7.5%と、ハラスメント防止対策が十分に講じられていない現状が見られることから、ハラスメントに対する正しい理解のための意識改革に取り組むことが求められます。

就業相談やリスキリング¹⁴の機会を提供しながら、働き方の見直しを行っていくとともに、育児中の女性が職場復帰しやすい環境づくりを推進することも必要です。

【施策の方向1】男女の均等な雇用機会と待遇の確保

企業に対して男女雇用機会均等法の普及啓発を行うとともに、育児・介護休業が取りやすい職場環境の整備を促進します。

¹⁴リスキリング：新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する（またはさせる）こと





[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
性別による固定的な役割分担意識に基づく職場慣行の見直し	企業に対して男女雇用機会均等法等の普及啓発を行うとともに、固定的性別役割分担の見直しについて啓発します。	しごと定住促進課
育児・介護休業法の普及啓発	ハローワークや商工会議所等を通じて、育児・介護休業の取りやすい職場環境を整えるよう、企業に対する普及啓発を行います。	人権政策課 しごと定住促進課

[施策の方向 2] 職場におけるハラスメント防止対策の推進啓発

就業環境を整えるため、職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの防止について啓発を行います。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
企業等における各種ハラスメントの防止啓発	職業生活の継続を阻害する要因となるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、職場におけるあらゆるハラスメントの防止について啓発を行います。	人権政策課

[施策の方向 3] 女性の就業の継続と再就職の支援

企業や雇用主に対し、女性就労者が産前・産後や育児休業後に職場復帰しやすい環境を整えるよう啓発するとともに、就業支援情報に関する情報提供を行います。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
企業や雇用主への啓発	産前、産後や育児休業後の女性就労者が休職前と変わらない環境で職場復帰できるよう雇用主へ啓発を行います。	人権政策課 しごと定住促進課
再就職のための支援	女性をはじめとする求職者を対象とした就業支援に関する情報提供を行います。	図書館





重点目標3 男性の立場における男女共同参画の推進

男女共同参画市民意識調査の結果、家庭内の自分の役割について、男性の64.2%が「満足している」と答えた反面、女性の満足度は45.8%にとどまり、双方の意識に差が生じています。特に女性は前回調査時より自分の役割について「不満」と答えた人の割合が増加しており、依然として女性が家事・育児・介護等に負担感を抱いている現状が見えてきました。

家事・育児・介護等を協力して行うためには、家族間で話し合い、男女間のギャップを埋める必要があります。男性が男女共同参画の意義を理解し、主体的に関わっていけるための意識改革を行うとともに、実際に参画するきっかけとなる機会を創出するなど、男性の立場における取組を推進することが必要です。

〔施策の方向1〕 男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進

男女間の意識の差を解消のため、男性の立場から男女共同参画の意義を理解するための啓発を進めます。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
男性向け男女共同参画セミナー	男性を対象とした講座等を開催するなど、男性にとっての男女共同参画の意義を啓発します。	人権政策課

〔施策の方向2〕 男性の家事、育児、介護等への参画促進

男性に対する情報提供や父親としての自覚を促すための事業などを通じ、男性の家事・育児・介護への参画と理解促進に取り組みます。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
母子保健活動事業	父子手帳 ¹⁵ の配付などを通じて、出産前から父親としての自覚を促し、スムーズに子育てができるよう意識高揚を図ります。	こども家庭センター
子育て教室等への参加促進	子育て教室や離乳食講習会等への参加を促し、子育てへの不安の解消を図ります。	こども家庭センター
男性の家事や育児などへの参画に対する	男性が家事、育児、介護等へ参画することに対する理解を促すための情報提供を行います。	人権政策課

¹⁵父子手帳：主に父親が育児に参加することを促すための育児ガイドブック





理解の促進		
地域子育て支援センター事業	父親の子育て参画を促すため、父親と子が一緒に参加できる交流の場を提供します。	こども家庭センター



男女共同参画フォーラム in くらよし2025にて
(くらよし男女共同参画推進スタッフのみなさん)





【基本目標3】女性が活躍できる環境づくり

〔現状と課題〕

倉吉市では、審議会・委員会等（以下、「審議会等」）における女性登用率の目標値を40%に定め、多様な意見が反映される男女共同参画社会を目指して取組みを進めてきました。令和3（2021）年4月時点で30.3%であった登用率が、令和7（2025）年6月には38.1%となり、女性の参画が着実に進んでいることが分かります。

そのような中で、未だ女性の割合が少ない分野も存在します。農商工業や交通分野、学術・科学技術分野等、産業自体に女性が少ない分野においては、女性人材の確保が喫緊の課題となっています。女性の参画を阻む要因を追究し、経営層に向けた啓発を促進していくことが求められます。

また、固定観念にとらわれない進路・職業選択を進めていく必要があります。「理数工学系は男性の分野である」というような偏ったイメージを払拭し、性別に関わらず広い視野で将来の目標を立てていけるよう啓発を行うことが必要です。

地域の基幹産業である農業においては、女性の人材育成及び女性が働くための就業環境の整備等が求められる中、女性の経営参加や労働条件の保障を目的とした「家族経営協定¹⁶」の締結数が年々増加しています。経営に女性の意見がしっかりと反映され、女性がいきいきと働くことができる基盤づくりを継続して進めていく必要があります。

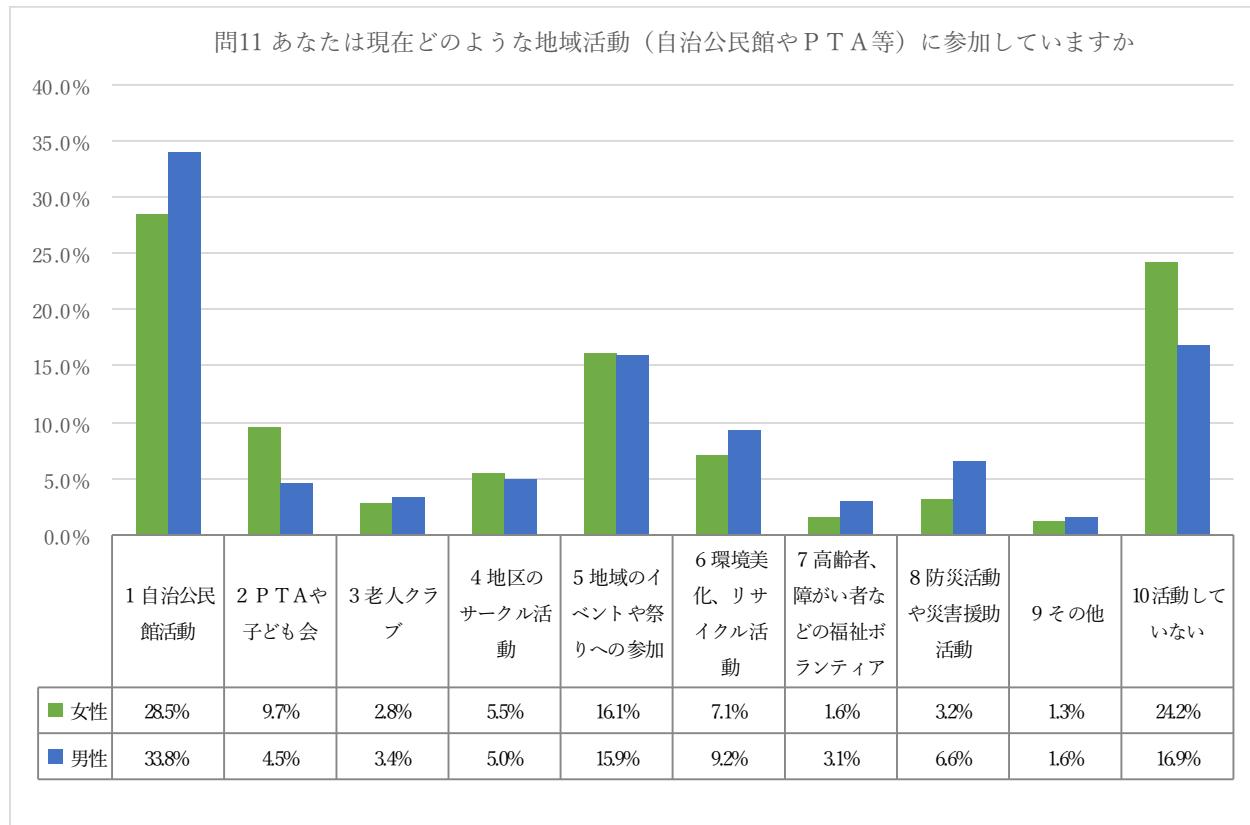
男女共同参画意識調査の結果によると、地域活動に参加していない女性の割合は24.2%で、男性の16.9%より多い上に、年々増加傾向にあります。地域の役員等への女性の登用も進まず、男性中心の自治公民館運営が慣行化している場面が多く見受けられます。誰もが暮らしやすい地域社会をつくるためには、男女どちらか一方の考え方で方向性を決めることなく、多様な意見を取り入れていく必要があります。女性をはじめ誰もが意見を発することができる暮らしやすい地域づくりに取り組むことが必要です。

¹⁶家族経営協定：家族で農業経営を行う際に、経営方針、個々の役割、労働時間・報酬、就業環境などについて、家族間で話し合って文書化し、取り決めるもの。





資料：男女共同参画市民意識調査 問11 地域活動への参加状況



重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

市が設置する審議会等における女性登用率は年々上昇し、令和7（2025）年6月には38.1%となり、今や、各分野への女性の参画は前提となっています。女性が参画することにより、方針決定課程において多様な意見を取り入れることができ、各種制度や政策にも柔軟性が生まれています。男女双方の意見をまんべんなく取り入れながら方針を決定する体制の構築に引き続き取り組むとともに、女性登用率を見える化し、広く認識を共有していく必要があります。

市の組織内においても、性別にとらわれない配置や職務分担を行い、管理職・監督職への女性の登用を積極的に推進することで、先導的立場として女性職員の活躍に資する職場環境の整備を推進していくことが求められます。

企業等においては、女性活躍推進法に基づき、雇用に関する方針や取り組みを明確にし、女性活躍に資する実効性のある施策を講じることが求められています。一般事業主行動計画¹⁷

¹⁷一般事業主行動計画：企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、女性活躍推進のための具体的な目標と取り組みを定める計画





の策定と推進により、女性が積極的に方針決定の場に参画できる環境を整える必要があります。

[施策の方向1] 審議会等への女性登用を推進

多様な意見を取り入れるため、市が設置する審議会等への女性登用を推進するとともに、参画状況について定期的に公表します。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
審議会等への女性の登用	市が設置する審議会等における女性の登用を推進します。	人権政策課
女性登用状況の調査	審議会等委員への女性の参画状況を、定期的に調査し公表します。	人権政策課

[施策の方向2] 市組織の女性職員の管理職等への登用

市の組織において、性別にとらわれない市職員の配置や職務分担を行い、女性管理職等の登用を積極的に進め、すべての職員が十分に能力を発揮できる環境を整備します。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
女性職員の管理職等への登用	性別にとらわれない配置や職務分担を行うとともに、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進します。	職員課
職員研修の実施	全ての職員が個性と能力を十分に発揮できるよう男女共同参画に関する研修を行います。	職員課 人権政策課
女性職員の活躍の推進	倉吉市特定事業主行動計画の進捗管理を行うとともに、性別による固定的な役割分担意識を解消し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを推進することで、性別にとらわれず、すべての職員が十分に能力を発揮できる環境を整えます。	職員課

[施策の方向3] 企業等における方針決定の場への女性の参画促進

企業等においても、情報提供等を通じ、方針決定の場への女性の参画を促進するとともに、女性登用率を向上させるため、一般事業主行動計画の策定と推進を支援します。





[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
企業等への女性登用の啓発	企業等に対し情報提供を通じて方針決定の場等への女性の参画拡大について、意識啓発に努めます。	しごと定住促進課 人権政策課
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の推進	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定と推進を支援するため、市内事業所への情報提供に努めます。	人権政策課

重点目標2 様々な分野への女性の参画

ライフスタイル¹⁸の変化・多様化に伴い、地域活動に参加する市民は年々減少傾向にあります。調査の結果から、男性より女性の方が地域活動に参加できておらず、とりわけ自治公民館長や地域の役員等については、女性の参画が進んでいない状況にあります。住みよい地域づくりに、男女問わず様々な意見が反映されることは不可欠であることから、地域において女性が能力を発揮し、リーダー的役割を担うことができる体制作りが必要です。

女性活躍において、国際理解と国際的な協調が求められる中、多文化共生¹⁹への理解促進や国際的な取組への貢献につながる取組も必要です。加えて、国際交流事業やスポーツ交流事業へ女性をはじめ多くの人の参加を促すことで、各分野における一層の女性参画を進めることも必要です。

災害等の非常事態においては、女性が弱者になりやすい傾向があります。女性消防団員の入団・育成の推進、男女共同参画の視点を持った防災体制の確立を促すことで、有事のときに取り残されてしまう人をつくらない体制の整備が急がれます。

[施策の方向1] 女性の能力開発促進と人材の育成

女性人材登録制度への登録と活用を促進するとともに、研修会や講演会の情報提供を通じて女性リーダー育成の機会を創出します。

¹⁸ ライフスタイル：「生活様式」や「生き方」

¹⁹ 多文化共生：国籍や民族などが異なる人々が、お互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の一員として共に生きていくこと





[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
女性人材登録制度の活用	女性人材登録制度への登録を促進とともに、様々な分野での登録人材の活用を促進します。	人権政策課
研修会への参加促進	国、県、市等で開催する研修会、講演会などの情報を広く提供することにより、研修会等への参加を促し、リーダー育成の機会創出に努めます。	人権政策課

[施策の方向 2] 國際理解・協調の推進と國際交流における女性の参画促進

多文化共生社会の理解を深める啓発活動により国際理解・協調を推進するとともに、国際交流やスポーツ交流への女性の参加を促します。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
国際理解の推進	国際講座などにより、多文化共生社会への理解を深めるための啓発に努めます。	人権政策課 観光交流課
国際交流における女性の参画促進	国際交流事業、スポーツ交流事業への女性の参加を促進します。 人権フェスティバル等、市の行事に在日外国人等の参加を促します。	人権政策課 観光交流課

[施策の方向 3] 地域活動への女性の参画促進

自治公民館や様々な地域団体への女性の参画を促し、女性が地域で活動できる環境づくりに取り組みます。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
各種団体での女性の参画促進	自治公民館や各種地域団体への女性の参画の必要性について啓発を行います。	地域づくり支援課 人権政策課

[施策の方向 4] 消防団における女性の活躍の促進

女性視点の意見や活動が取り入れられるよう、女性消防団員の育成に取り組みます。





[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
女性消防団員の登用	女性消防団員の入団、育成を推進するよう広報紙やホームページ等でPRします。	防災安全課

[施策の方向 5] 男女共同参画の視点での防災体制の確立

女性の意見を反映することで、防災体制に男女共同参画の視点を取り込むことができるよう取り組みます。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
地域防災計画への意見の反映	防災活動において、男女共同参画の視点から女性の意見を計画等に盛り込みます。	防災安全課 人権政策課
自主防災組織や避難所運営等への女性の関与	自主防災組織や避難所運営への女性の関与を促すとともに、男女共同参画の視点を取り入れた資機材や備蓄品の整備に努めます。	防災安全課 人権政策課

重点目標3 農商工業等における女性の地位の確立

農業、商業、工業分野は、他の産業と比較すると女性の参画が進んでおらず、特に地域の基幹産業である農業については、従事者数に対し、経営等に関わる女性の数が少なく、参画が進んでいない分野の一つとなっています。農業後継者として女性が積極的に経営に参画できる環境の整備や、女性が方針決定の場に参画できる機会の提供が求められます。

加えて、農業をはじめ、個人や家族で経営する自営業等に従事する女性は、産業の担い手としての役割も果たしていますが、性別による固定的な役割分担意識や慣習などから、必ずしも女性の役割が正当に評価されていると言えない状況もあります。共同経営者としての認識を持つためにも、家族経営協定の普及を促進し、固定観念にとらわれない体制づくりを進めるとともに、女性の経済的地位の確立を図ることが求められます。

あわせて、女性の起業に際して必要な情報提供等を行い、女性が主体的に経営に参画できるよう促すことも必要です。

[施策の方向 1] 女性の経営等への参画促進

家族経営協定の普及拡大の啓発と、女性農業者の経済的地位の確立に取り組みます。

[活動計画]





活動項目名	活動内容	所管
家族経営協定の普及促進	家族経営協定の普及を促進し、経営方針の決定などを協定として明文化することにより、女性農業者としての済的地位の確立を図ります。	農林課

〔施策の方向2〕次世代を担う人材の育成

農業分野等で活躍する女性が、方針決定の場に参画できる機会の提供に取り組むとともに、審議会等において意見を発することができるよう、女性の登用を推進します。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
農業における男女共同参画の普及啓発	農業等で活躍する女性に対し、方針決定の場に参画できる力をつける機会を提供するとともに、各種審議会等における女性委員の登用を推進します。	農林課

〔施策の方向3〕女性起業への支援

農商工業分野で女性が起業するための支援や、知識の習得及びスキルアップのための情報発信を行います。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
女性の創業促進の支援	創業を検討している人に対し、チャレンジショップ利用促進や、空き家・空き店舗改修支援を行い、創業を促進します。	しごと定住促進課
新規就農者の育成	新たな農業の担い手を育成するため、新規就農者の育成支援体制を構築します。	農林課
農商工業等における女性起業への支援	女性をはじめとする起業希望者を対象とする相談会を開催するとともに、起業に関する情報提供を行います。	図書館





【基本目標4】男女がともに安心・安全に暮らせるまちづくり

[現状と課題]

女性が安心・安全に生活できる環境を整えることは、誰もがいきいきと自分らしく暮らせるまちづくりにつながります。性犯罪・性暴力、セクシュアルハラスメント等、女性等に対するあらゆる暴力は、個人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、暮らしの安心を奪うものです。

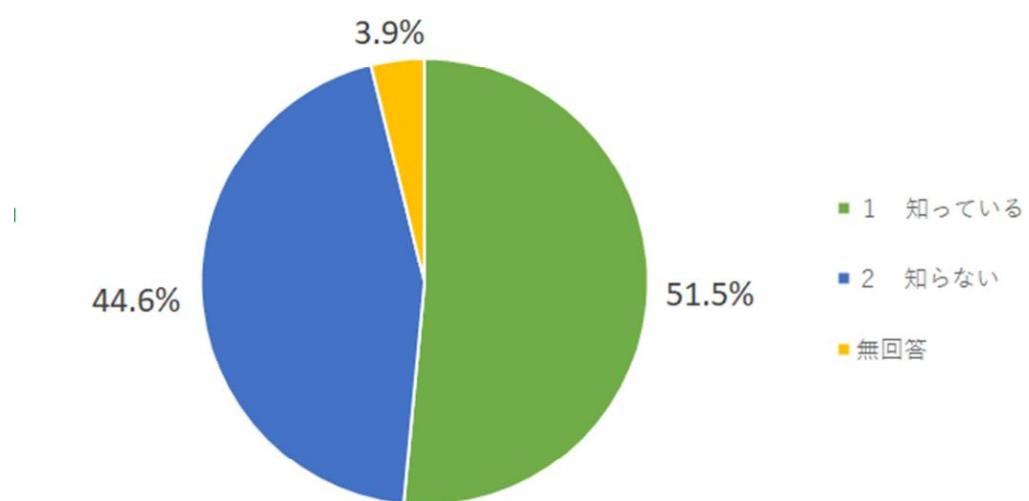
男女共同参画意識調査の結果によると、過去5年間にDV²⁰を受けたことがあると回答した市民が1.9%、言葉やインターネット上を含む性暴力を受けたことがあると回答した市民が10.3%に上るなど、高い確立となっています。特に、近年増加の一途をたどっているSNS等のインターネット上における性暴力等については、もはや他人事では済まされないほど身近なものとなっており、被害者の若年化も問題視されています。

暴力を根絶するための啓発を継続的に行うとともに、未然の防止策を厳重に講じることが重要であり、暴力の加害者はもちろんのこと、被害者にも傍観者にもならないための幼少期からの教育と、発達段階に応じた性に関する正しい知識の習得・啓発が必要です。

また、暴力が起きたとき、被害を最小限にとどめるために、相談支援体制の強化が求められます。

資料：男女共同参画市民意識調査 問15 DV相談窓口の認知状況

配偶者や交際相手から身体的・精神的な暴力等を受ける「ドメスティック・バイオレンス（DV）」について相談できる窓口（相談機関）を知っていますか。



²⁰DV（ドメスティックバイオレンス）：配偶者（事実婚や元配偶者も含む）など親密な関係にある男女間でふるわれる暴力





さらに、長寿社会の現代において、自らが希望する形で働き、家庭生活を送るため、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って健康に生きていくことが、男女共同参画社会を推進するうえでも重要です。近年はICT化によりヘルスリテラシー²¹の向上も図られ、年に1回健康診断を受けている人の割合も75.1%と比較的高い水準にあります。性差を考慮した健康支援と、先進的な医療と健康増進の情報を得ながら、個人に合わせた健康課題の解決策を提供できる環境の整備が必要となります。

加えて、経済的な困難等を抱えても安心して暮らしていくために、生活上の不安や困難を解消する支援体制づくりも必要です。特に、ひとり親家庭においては、世帯主の多くが女性であり、生活に不安を抱える人の割合も高くなっています。次世代への経済的困難の連鎖を断ち切るとともに、子どもの将来の選択肢が狭まることのないよう、ひとり親家庭が、経済的な自立に向けて必要な支援を受けながら自分らしく安心して暮らせる環境づくりが必要となります。

重点目標1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

DVの被害を受けたり、身近に被害を受けたことがある人のうち、誰にも相談しなかった（できなかった）人は30.8%となっており、その理由として「相談してもむだだと思ったから」という回答が最も多くなっています。次いで「相談するほどのことではないと思ったから」という回答が多く、相談窓口に適切につながっていない状況が見受けられます。相談窓口の強化とあわせて、あらゆる暴力をゆるさない意識の醸成と、相談に関する啓発方法の工夫が必要です。

増加傾向にあるインターネット上のトラブルを防止するため、学校において、教員、児童・生徒に向けた性犯罪防止に関する学習や、メディアリテラシー教育²²を推進し、幼少期からの意識づけを行うとともに、SNS²³トラブル相談窓口の周知や児童ポルノ²⁴等の取り締まりを強化する必要があります。

また、児童等に対する暴力行為の根絶を目指し、関係機関との連携強化、綿密な情報共有に取り組むとともに、きめ細かな支援を行い、虐待等の早期発見、相談窓口へ速やかにつながる体制の整備を行うことも必要です。

²¹ヘルスリテラシー：健康や医療に関する正しい情報を入手・理解し、それを生活に活用する能力

²²メディアリテラシー教育：メディア（テレビ、新聞、インターネットなど）が発信する情報を評価し、適切に活用する能力を育成する教育

²³SNS：「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。インターネット上で人々が繋がったり、文章、写真、動画などで情報を共有・発信したりするサービス

²⁴児童ポルノ：性的行為等に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した写真、電磁的記録媒体等





[施策の方向1] ドメスティック・バイオレンス、セクシュアルハラスメント等の相談窓口の強化と意識啓発

DV等の相談窓口の強化とあわせてあらゆる暴力の根絶を目指した意識啓発に取り組むとともに、各種ハラスメント防止のための取組を支援します。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
相談窓口の充実、強化	あらゆる暴力の根絶を目指した意識啓発と、DV等の相談窓口の強化を図ります。	人権政策課 こども家庭センター
広報、啓発活動	セクシュアルハラスメント等各種ハラスメント防止のための啓発及び企業等の取組の支援を行います。	人権政策課

[施策の方向2] 性犯罪等の防止

インターネットを通じた暴力や犯罪に巻き込まれないよう、正しい知識を習得する機会を設けるとともに、実生活におけるトラブルに巻き込まれないための啓発活動等に取り組みます。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
学校における指導、啓発	学校等で機会を設け、学童期からの性犯罪防止などの学習を行うとともに、メディアリテラシー（情報を評価・識別・発信する）教育を推進します。	学校教育課
関係団体等と連携した啓発活動、非行防止活動	青少年育成協議会等と連携し、学習機会の提供や啓発活動を実施します。また、倉吉地区少年補導センターと連携し、非行防止活動を実施します。	社会教育課

[施策の方向3] 児童虐待防止の推進

関係機関等との連携や相談・訪問等を通じて現状を的確に把握することにより児童虐待の防止に取り組むとともに、相談窓口の周知を行います。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
児童虐待への対応	要保護児童対策地域協議会において、関係機関等との連携を図り、児童虐待等要保護児童や特	こども家庭センター





	定妊婦に関する情報の共有や適切な支援のための協議を行います。	
母子保健活動事業	保健師が中心となり、育児教室や相談会、訪問指導等により、あらゆる機会を通じた支援を行います。 健診時の問診や診察、面談時の保護者の言動や精神状態などから、虐待等の早期発見や予防に努めます。	こども家庭センター
相談窓口の周知徹底	速やかに適切な支援につながるよう、虐待相談窓口の周知を図ります。	学校教育課 こども家庭センター

重点目標2 生涯を通じた女性の健康支援

～リプロダクティブ・ヘルス／ライツ²⁵～

男女共同参画社会を推進する上で、男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、相手を思いやりながら生きていくことはとても重要です。特に女性は、妊娠・出産の可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる経験を有するということに、男女ともに留意しなければなりません。

倉吉市においては、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康づくりとして、「望ましい食習慣の確立定着」「運動習慣の定着」「健康管理の定着」の観点から各種事業を推進するとともに、各種がん検診、特定健診等を実施し、疾病の予防や早期発見・早期治療に努めてきました。

これまでの取組の継続に加え、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点から、妊娠・出産期や更年期などライフステージに応じた女性の健康支援、不妊に悩む女性への対応など、女性の生涯を通じた総合的な施策を推進していくとともに、希望に応じて様々な選択肢が持てるよう、適切な医療につながる体制の構築と助成等の充実が求められます。

²⁵リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」を意味し、性や生殖に関わること全てにおいて、身体的、精神的、社会的に良好な状態を保ち、自己決定できる権利





[施策の方向 1] 男女の健康支援

だれもが健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、様々な健康増進対策を推進します。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
男女の健康支援	男女ともにいきいきとした生活が送れるよう健康増進対策を推進します。	健康推進課

[施策の方向 2] 乳がん、子宮頸がん検診等の受診啓発

乳がん、子宮頸がん検診をはじめ、各種健康診断を受診し、自主的に健康づくりが行えるよう、効果的な啓発に取り組みます。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
検診受診率の向上	自主的に健康づくりのため検診を受けるよう、広報紙やパンフレット等での啓発を行います。	健康推進課

[施策の方向 3] ライフステージに応じた女性の健康支援

妊娠・出産期、更年期などライフステージに応じた女性の健康支援を行い、女性特有の健康面における不安の解消に取り組みます。

[活動計画]

活動項目名	活動内容	所管
妊婦のための支援事業	妊婦一般健康診査や妊婦歯科検診により異常を早期に発見する。伴走型相談支援及び妊婦のための支援給付金を一体実施し安心して出産ができるよう環境を整えます。	こども家庭センター
不妊等に対する助成事業	不妊治療費の助成及び妊娠性温存治療費の助成を行います。	こども家庭センター
産後ケア事業	産後の期間の心身の安定や育児不安の解消を目的に、母親のケアや育児サポートを行います。	こども家庭センター
更年期に関する相談支援	更年期障がいが就労継続やキャリア形成の妨げとならないよう、情報提供を行うとともに、適切な相談窓口等につなげます。	健康推進課





重点目標3 困難を抱えても安心して暮らせる環境の整備

子育てをする世帯における経済的支援策の充実を求める声が上がる中で、とりわけひとり親世帯は、その世帯主の多くが女性であり、男性に比べて収入が低い、非正規雇用率が高い等の現状があることから、経済的に困難を抱えやすくなっています。

困難を抱えたとしても、自立を目指した生活が営めるよう、各関係機関と連携し、相談支援体制の整備に努めるとともに、複合的・複雑化した困難に対応できる連携体制を構築することが求められます。

経済的に困難を抱えやすいひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を図るための適切な相談支援を行い、困難を抱える女性が安心して暮らせる環境を整えるとともに、次世代を担う子ども達の選択肢を広げ、負の連鎖を断ち切るための支援が必要です。

〔施策の方向1〕生活困窮者への自立促進支援

経済的に困難を抱えても、安心して生活を営むことができるよう、自立促進のための支援に取り組みます。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
生活困窮者への自立促進支援	様々な支援機関と連携し、生活困窮者の自立を促す相談支援を行います。	福祉課

〔施策の方向2〕ひとり親家庭等への支援

生活が不安定なひとり親家庭等に対し、自立を支え、安心して仕事や育児に向かえるよう、各種支援制度の充実に取り組みます。

〔活動計画〕

活動項目名	活動内容	所管
ひとり親家庭等の支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、相談支援を行います。	こども家庭センター
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。	こども家庭センター
ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、扶養者の医療費の本人負担の一部を助成します。	保険年金課





高等職業訓練促進給付金制度	ひとり親の方が就業に結びつきやすい資格取得のための修業を支援し、経済的自立の促進を図ります。	こども家庭センター
自立支援教育訓練給付金制度	ひとり親の方の職業能力開発の取組を支援し、自立の促進を図ります	こども家庭センター

[写真]
男女共同参画推進市民会議
審議のようす





第3章 計画の推進

1. 推進体制

（1）庁内の推進体制

このプランを推進するため、倉吉市男女共同参画推進本部設置規程に基づき、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、倉吉市男女共同参画推進本部（市の部長職で構成）及び幹事会（市の関係課長職で構成）において定期的に協議を行い、事業の実効性を確保します。

（2）倉吉市男女共同参画推進市民会議

倉吉市男女共同参画推進条例第18条の規定に基づき設置する「男女共同参画推進市民会議」において、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議とともに、計画の進捗状況に関する意見を求める。

2. 市民、各種団体、事業者との連携・協働

男女共同参画及び女性の活躍推進に向けて、各種団体、事業者等と連携・協働し、研修会の開催や啓発活動に取り組むとともに、市民の積極的な参画を促し、市全体で男女共同参画社会を目指します。

3. 国、県との連携

国及び県において推進すべき施策については、連携を図りながら様々な機会を活用して積極的に推進します。

国及び県の示す方針に基づき、あらゆる場面で男女共同参画の視点を持ち、地域の実態に合わせた取組を展開していきます。

4. プランの進行管理と評価

プランの進捗状況について、毎年度倉吉市男女共同参画推進市民会議に報告し、市民へ公表します。





5. 数値目標

※現状値：R7（2025）年度、目標値：R12（2030）年度

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり				
成果指標		現状値	目標値	備考
1	「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方を否定する市民の割合	85.5%	86.0%	市民意識調査
2	身近な社会における男女の機会均等がはかられていないと考える市民の割合	50.1%	48.0%	市民意識調査
3	学校、職場、家庭、地域において男女平等になっていないと思う市民の割合	46.6%	43.0%	男女共同参画意識調査
基本目標2 仕事と生活の調和と多様な生き方ができる環境づくり				
成果指標		現状値	目標値	備考
1	子育てと仕事が両立しやすい環境が整っていると考える割合	44.1%	60.0%	市民意識調査
2	職場で男女の地位が平等となっていないと思う市民の割合	57.3%	55.0%	男女共同参画意識調査
3	男女共同参画推進企業の認定数	106 社	120 社	鳥取県資料
基本目標3 女性が活躍できる環境づくり				
成果指標		現状値	目標値	備考
1	各種審議会等における女性委員の割合	38.1%	40.0%	人権政策課資料
2	各種審議会等において女性委員がゼロの審議会の数	0	0	人権政策課資料
3	地域活動に参加している女性の割合	75.8%	76.0%	男女共同参画意識調査
4	家族経営協定の締結農家数	61 件	85 件	農林課資料
基本目標4 男女がともに安心・安全に暮らせるまちづくり				
成果指標		現状値	目標値	備考
1	DV の被害について相談した人の割合	64.2%	70.0%	男女共同参画意識調査
2	年に1回健康診査を受けている人の割合	75.1%	85.0%	市民意識調査
3	自分自身が健康であると思う市民の割合	59.3%	70.0%	市民意識調査





資 料





資料1

倉吉市男女共同参画推進条例

平成16年12月17日条例第30号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第17条）

第3章 倉吉市男女共同参画推進市民会議
(第18条—第22条)

第4章 補則（第23条）

附則

市は、倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例（平成6年倉吉市条例第20号）を制定し、人権を尊重する社会を目指したまちづくりを進め、また、くらよし男女共同参画プランを策定し、倉吉市男女共同参画都市宣言（平成15年）を行うなど、男女共同参画社会の推進に積極的に取り組んできました。しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識が依然として根強く存在しており、眞の男女共同参画の達成には、まだ多くの課題が残されています。

また、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、急速に変化する社会環境に対応していく上で、一人ひとりの人権が尊重され、社会のあらゆる分野で、その個性と能力を十分に発揮できる機会が確保され、共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要です。

このような中で、市民参加による条例づくりを目指して発足した倉吉市男女共同参画推進条例をつくる会において、幅広い市民の多様な考えを集約した提言が取りまとめられたところです。

市は、この提言を踏まえ、市、市民及び事業者との協働により男女共同参画社会を総合的

かつ計画的に推進することを決意し、ここにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3）事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

（1）男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力





を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が尊重されること。

- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会

の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるよう努めるとともに、第18条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聴くものとする。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成の推





進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(普及広報活動)

第10条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実施するものとする。

2 市は、学校教育をはじめとする家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者の関心と理解を深めるため、倉吉市男女共同参画推進月間を設けるものとする。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(活動の支援)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第13条 市は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、子育て、家族の介護等において必要な施策を積極的に推進するものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第14条 市長その他の市の執行機関は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数が均衡するよう努めるものとする。

(相談申出への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその

他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して、市民又は事業者から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第16条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、第18条に規定する倉吉市男女共同参画推進市民会議の意見を聞くことができる。

(推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第3章 倉吉市男女共同参画推進市民会議

(市民会議の設置)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(市民会議の組織等)

第19条 市民会議は、15人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のい





ずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 市民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市民会議への委任)

第22条 第19条から前条までに定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行

する。ただし、第8条第2項、第16条第2項、第18条から第22条までの規定は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画は、第8条第1項の規定に基づき策定された計画とみなす。





資料 2

倉吉市男女共同参画市民会議委員

(任期：令和 7 (2025) 年 10 月 23 日～

令和 9 (2027) 年 10 月 22 日)

No.	役職	氏名	所属
1		池田 貴久	倉吉市社会福祉協議会
2		井中 玉枝	市内企業役員
3		岩瀬 敦子	公募等
4	会長	岩間 隆二	倉吉市人権教育研究会
5		大月 悅子	倉吉男女共同参画推進会議
6		大番 幸枝	公募等
7		尾崎 潤二	倉吉市自治公民館連合会
8	副会長	河本 勢津子	公募等
9		柴田 耕志	倉吉商工会議所
10		中尾 美千代	公募等
11		中山 歩み	倉吉市立中学校長会
12		花田 敏江	J A 鳥取中央女性会
13		藤山 正明	倉吉市公民館連絡協議会
14		和田 拓真	学校法人藤田学院





資料3

倉吉市男女共同参画推進本部設置規程

平成17年11月1日訓令第16号

改正

平成19年3月30

日訓令第1号

平成20年3月26

日訓令第1号

平成22年4月21

日訓令第4号

平成23年3月31

日訓令第1号

平成27年3月26

日訓令第6号

平成30年3月30

日訓令第1号

令和2年3月30

日訓令第6号

令和5年3月27

日訓令第2号

(設置)

第1条 倉吉市男女共同参画推進条例（平成16年倉吉市条例第30号）第17条の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策（以下「施策」という。）について、円滑かつ効果的に推進するため、倉吉市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、市民生活部長をもって充てる。

3 本部員は、倉吉市企画審議会規程（平成9年倉吉市訓令第5号）第2条第3号から第10号までに掲げる者のうちから本部長が任命する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部の所掌事務を効果的に遂行するため、推進本部に幹事会を置き、代表幹事及び幹事をもって組織する。

2 代表幹事は、人権政策課長をもって充てる。

3 幹事は、市職員のうちから本部長が任命する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民生活部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行す





る。

附 則（平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月21日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月21日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第6号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。





資料4

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別によ





る固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事





項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の





連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定す





る議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任される
ことができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するに必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するに特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるものほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同

参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕





二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月二七日法律第八〇号〕

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日〔令和八年四月一日〕から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。





資料 5

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日号外法律第 64 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
- 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
- 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
- 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速か

つ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきもの





であることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
三 女性の職業生活における活躍の推進に関

する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更した





ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労

働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを





公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほ

か、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、





適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第

一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従





事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七

項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用す





る職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

**第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)**

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。





2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の

必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。





- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規

定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安





定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕





附 則〔平成二九年三月三一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行〕

一 〔前略〕附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和元年一二月政令一七四号により、令和

四・四・一から施行〕

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三一日法律第一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めが





あるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にして行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）と同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）と同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期と同じくする有期拘禁刑に

処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期と同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期と同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和七年六月一一日法律第六三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定〔中略〕





並びに附則〔中略〕第七条、第八条の二〔中略〕の規定　公布の日

二　〔前略〕第四条の規定（同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。）並びに附則第六条の規定〔中略〕　令和八年四月一日

（女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置）

第六条　第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二十条第一項及び第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第一項及び第二項の規定による情報の公表から適用する。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行について必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第八条の二　政府は、特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。）が受けた業務委託（同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。）に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有す

る者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者（同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。）が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。





資料 6

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶

者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）





第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を

定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施





設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようとするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うも

のとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他の被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。





5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるものほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を

行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるとときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところによ





り、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）

は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴

力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急や





むを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置

に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場





所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項におい

て同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立





てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項か

ら第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下の号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求める事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又





は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求
めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の
内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執ら
れた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項
を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生
命等に対する脅迫を受けた状況（当該身
体に対する暴力又は生命等に対する脅迫
を受けた後に、被害者が離婚をし、又は
その婚姻が取り消された場合であって、
当該配偶者であった者からの身体に対する
暴力又は生命等に対する脅迫を受けた
ときにあっては、当該配偶者であった者
からの身体に対する暴力又は生命等に対する
脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から
更に身体に対する暴力を受けることによ
り、生命又は身体に重大な危害を受ける
おそれが大きいと認めるに足りる申立て
の時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又
は警察職員に対し、前二号に掲げる事項
について相談し、又は援助若しくは保護
を求めた事実の有無及びその事実がある
ときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又
は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求
めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の
内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執ら

れた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」とい
う。）に第一項第五号イからニまで又は前
項第三号イからニまでに掲げる事項の記載
がない場合には、申立書には、第一項第一
号から第四号まで又は前項第一号及び第二
号に掲げる事項についての申立人の供述を
記載し、又は記録した書面又は電磁的記録
で公証人法（明治四十一年法律第五十三
号）第五十三条第一項又は第五十九条第三
項の認証を受けたものを添付しなければな
らない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条
第二項から第四項までの規定による命令及
び退去等命令（以下「保護命令」とい
う。）の申立てに係る事件については、速
やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方
が立ち会うことができる審尋の期日を経な
ければ、これを発することができない。た
だし、その期日を経ることにより保護命令
の申立ての目的を達することができない事
情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニ
まで又は同条第二項第三号イからニまでに
掲げる事項の記載がある場合には、裁判所
は、当該配偶者暴力相談支援センター又は
当該所属官署の長に対し、申立人が相談
し、又は援助若しくは保護を求めた際の状
況及びこれに対して執られた措置の内容を
記載した書面の提出を求めるものとする。
この場合において、当該配偶者暴力相談支
援センター又は当該所属官署の長は、これ
に速やかに応ずるものとする。





3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）を

もってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができます。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記





録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとす

る。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされてい る保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとす





る。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ

る。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若





しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

**第二十条 削除〔令和五年五月法律三〇号〕
(民事訴訟法の準用)**

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条 第一項本文	前条の規定による 措置を開始した	裁判所書記 官が送達すべき書類を 保管し、いつでも送達 を受けるべき者に交付 すべき旨の
-----------------	---------------------	--

		裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条 第一項ただし書	前条の規定による 措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録 記載又は記録	書類 記載
	第一百十一条の規定 による措置を開始した	裁判所書記 官が送達すべき書類を 保管し、いつでも送達 を受けるべき者に交付 すべき旨の 裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条 第一項	記載され、又は記録された書面又は 電磁的記録 当該書面又は電磁的記録 又は電磁的記録その他これに類する 書面又は電磁的記録	記載された書面 当該書面 その他これに類する書面
第一百五十一 条第二項及び 第二百三十一条の二 第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条 第一項	最高裁判所規則で定めるところによ	調書





	り、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第一百六十条 第三項	前項の規定により ファイルに記録さ れた電子調書の内 容に	調書の記載 について
第一百六十条 第四項	第二項の規定によ りファイルに記録 された電子調書 当該電子調書	調書 当該調書
第一百六十条 の二第一項	前条第二項の規定 によりファイルに 記録された電子調 書の内容	調書の記載
第一百六十条 の二第二項	その旨をファイル に記録して	調書を作成 して
第二百五条 第三項	事項又は前項の規 定によりファイル に記録された事項 若しくは同項の記 録媒体に記録され た事項	事項
第二百十五 条第四項	事項又は第二項の 規定によりファイ ルに記録された事 項若しくは同項の 記録媒体に記録さ	事項

	れた事項	
第二百三十 一条の三第 二項	若しくは送付し、 又は最高裁判所規 則で定める電子情 報処理組織を使用 する	又は送付す る
第二百六十 一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなけ れば

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者的心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資す





るため、加害者の更生のための指導の方法、被害者的心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支

弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	、被害者（特定関係





		者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	特定関係者又は特定関係者であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十二条第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法





律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

2 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

3 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十





六年法律第四十号) の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをことができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日

二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法





律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお

従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の政令への委任）

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年五月一九日法律第三





○号]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二十二条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行

の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十二条の規定の適用については、同条中「第七十二条第二項、第九十二条の二、第九十三条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]





（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第六条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔令和五年六月一四日法律第五三号抄〕

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第百八十六条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第百九十七条及び第百九十八条において「改正後配偶者暴力防止法」という。）第二十一条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正後保護命令事件」という。）における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

（期日の呼出しに関する経過措置）

第百八十七条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後保護命令事件における期日

の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正前保護命令事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第百八十八条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第百八十九条 準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第百九十条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定（準用民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を除く。）は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第百八十五条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（証明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置）

第百九十二条 準用民事訴訟法第百五十二条の規定は、改正後保護命令事件における証明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における証明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。





(口頭弁論調書に関する経過措置)

第百九十二条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋間に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第百九十三条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項（準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋間に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第百九十四条 準用民事訴訟法第二百三十二条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

第百九十五条 準用民事訴訟法第百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第百九十六条 準用民事訴訟法第二百六十二条第四項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第百九十七条 改正後配偶者暴力防止法第十九条の三の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

(罰則に関する経過措置)





第三百八十七条 この法律（附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百八十八条 この法律に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三百八十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和五年六月一四日法律第五三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕 第三百八十八条の規定 公布の日
二 〔前略〕 第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

〔令和七年七月政令二六二号により、令和七・一〇・一から施行〕

三 〔略〕





第7次くらよし男女共同参画プラン
倉吉市人権政策課
令和8(2026)年3月

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目 253 番地1
[TEL] 0858-22-8130 [FAX] 0858-22-8230
[E-Mail] danjo@city.kurayoshi.lg.jp

